

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.096

処 分 名	既存建築物を一時的に興行場等とする場合における制限の緩和
処 分 の 概 要	既存建築物の用途を変更して一時的に興行場等とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1年以内の期間を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第3項第5項
審 査 基 準	許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上、防火上及び衛生上支障がない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	令和元年6月25日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき120,000円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する
場合の制限の緩和)

第八七条の三

1～4 省略

5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会
建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とす
る場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支
障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して
代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前
の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築
物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行
政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を
興行場等として使用することを許可することができる。この場合に
おいては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、
第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五
条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適
用しない。